

愛媛県特定希少野生動植物
ミズスギナ保護管理事業計画

保護管理事業計画

I 計画の基本方針

ミズスギナ *Rotala hippuris* Makino は、ミソハギ科に属し、関東以西の本州、四国、九州の湖沼や溜め池に稀に生育する多年生の沈水～抽水または湿生植物である（角野，1994）。

本種は、愛媛県絶滅危惧種 I A 類、環境省絶滅危惧 I A 類に指定されている日本固有種である（角野，2014）。県下では、限られた溜め池にのみ生育が確認され、絶滅が懸念されているため、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（以下「条例」という。）」により、特定希少野生動植物に指定されている（以下、「条例指定種」という。）。

県は、この条例指定種について、特定希少野生個体の繁殖の促進やその生育地の整備等を図るため必要があると認める時は、保護管理事業を実施することとしている。

本管理事業計画は、その事業を適正かつ効果的に推進するための計画であり、関係機関と密接な連携のもと、本種の生育状況を把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取の防止対策の強化を図ることにより、野生下で安定的に生育できる環境を保全することを基本方針とする。

II 生育地の課題

本種は、県下の限られた溜め池にのみ生育が確認され、溜め池の管理放棄により遷移がすすんでおり、生育地の環境悪化等により絶滅が懸念されている（愛媛県レッドデータブック，2014）。また、希少性が高いため、違法採取による個体数の減少が懸念されている。

1 生育地の生育状況

本種の自生地は、県下の限られた溜め池のみである。過去の調査報告例や現在の生育状況から、ミズスギナは近隣の似たような環境の溜め池があるにもかかわらず、非常に狭い範囲の溜め池に集中して生育している（小林，2002）。

2 違法採取の懸念

本種は、分布がきわめて限定されており、アクアリウム等による観賞に人気があることから、違法採取による個体数の減少が懸念される。

Ⅲ 保護管理事業

1 目標及び推進内容

本種の保全のためには、生育地を取り巻く環境を望ましい状態に改善し維持する必要があることから、以下の内容で当事業に取り組むこととする。

(1) 目標

ミズスギナの生育地及び生育環境の確保

(2) 推進内容

- モニタリング調査の継続
- 生育環境の維持
- 外来生物の侵入防止
- 関係機関等と事業者等との情報共有
- 条例の順守による保護対策
- 県民等に対する啓発活動

2 事業の区域

事業の区域は、愛媛県内の本種が自生する区域とする。

また、新たな地域で生育が確認された場合は、生育状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

3 事業の推進内容

事業区域において条例の順守による保護対策を進めるとともに、本種の生育する地域等においては以下の対策を推進する。

(1) モニタリング調査の継続

ミズスギナの分布状況、生育地の水質（水質汚濁、富栄養化など）や植生等の環境の変化等についてモニタリング調査を継続的に行い、情報の収集及び解析を行う。

生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

(2) 生育環境の維持

ミズスギナが自生している溜め池の一部は管理放棄等による植生の遷移や土砂堆積がすすんでおり、生育地の環境悪化等により絶滅が懸念されている。ミズスギナの安定した世代交代のため、生育に適した環境を維持・改善する等、本種の生育環境を良好な状態に保つ。

(3) 外来生物の侵入防止

石川県ではアメリカザリガニの沼への侵入による水草相の壊滅が報告されている（荻部・西原，2011）。また、ビオトープやアクアリウムに由来する外国産水草の逸出による外来水草の野生化・増殖が問題となっている（藤井，2018）。

本県のミズスギナ自生地に、外来の水生動物や水草の存在は確認されていないが、本種の個体群の存続に影響を及ぼす恐れのある外来生物侵入を防止するため、外来種及び観賞魚等の放流禁止を明記した看板を設置し、放流者への警鐘と地元への啓発を促す。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

ミズスギナの生育地やその近隣地域において、生育地の地権者や関係機関及び開発等を行う事業者との情報共有を図り、開発や自生地の改変による環境変化が生じる場合には、生育環境の保全に配慮した調整を行う。

(5) 条例の順守による保護対策

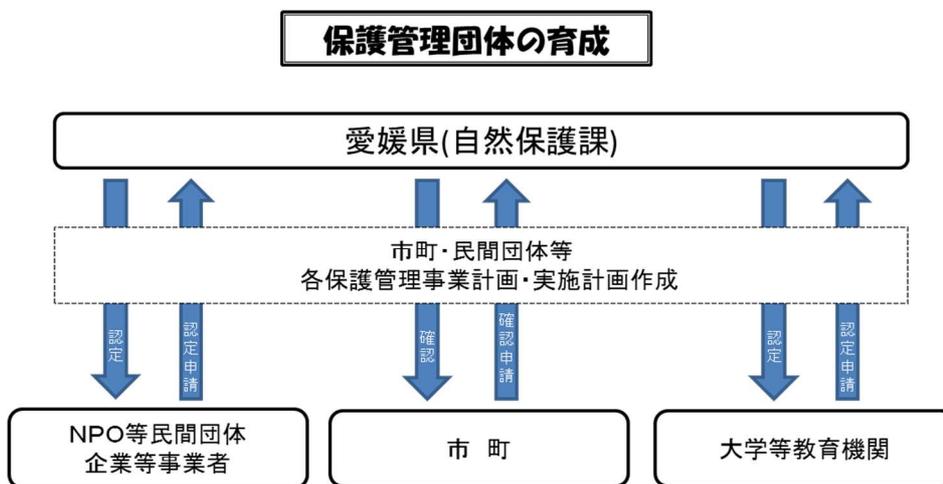
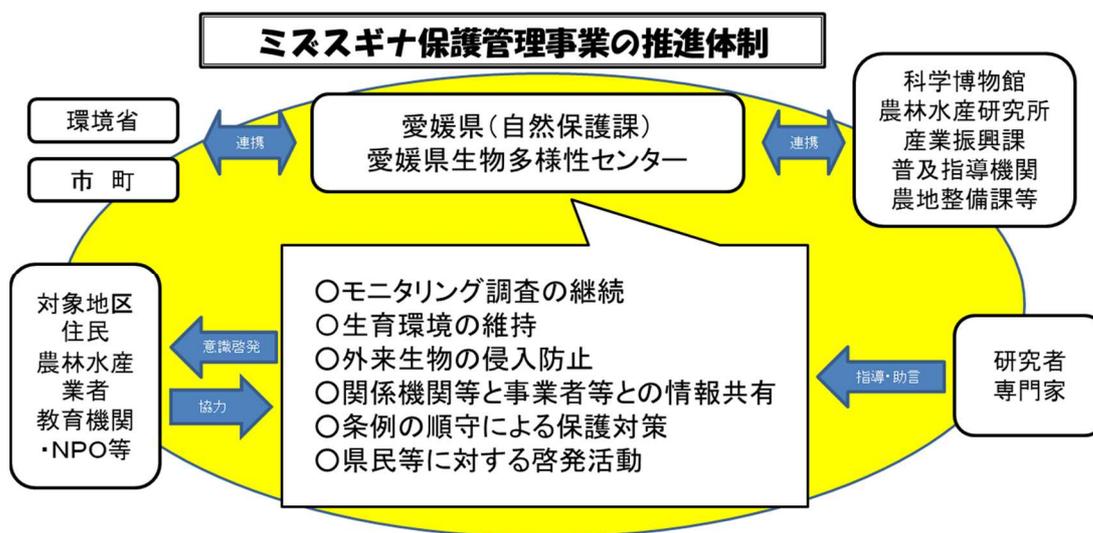
特定希少野生動植物の違法採取等の禁止についてパンフレットや看板等による周知に努めるとともに、地域住民を主体として、生育地の違法採取監視を強化する。

(6) 県民等に対する啓発活動

広く県民に対し、絶滅が危惧されているミズスギナの重要性を周知するため、パンフレット等の配布や観察会等の啓発活動を行う。

4 事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、ミズスギナの保護管理活動を推進する。



IV その他

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。